

平成19年3月徳島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成19年3月徳島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年3月22日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

期日 平成19年3月29日

場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館

2 平成19年3月29日（木曜日）午後1時35分開議

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 広瀬和範	2番 美馬秀夫
4番 中山功	5番 岩浅嘉仁
6番 藤原一正	7番 小笠原幸
8番 牧田久	9番 俵徹太郎
10番 中田丑五郎	11番 笠松和市
12番 仁羽悟郎	13番 有持益生
14番 木元史幸	16番 藤井格
17番 池内正勝	18番 五軒家憲次
20番 中野真吾	21番 奥村晴明
22番 坂本政夫	23番 川田仁
24番 日下哲寛	25番 川原義朗

4 欠席議員は、次のとおりである。

3番 亀井俊明 19番 池添英明

5 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

広域連合長 原 秀 樹	副広域連合長 坂 東 忠 之
副広域連合長 川真田 哲 哉	
総務課長 山 中 俊 和	事業課長 河 野 信 春
総務課長補佐 桑 村 申一郎	事業課主査 矢 野 孝 宏

6 職務のため出席した職員の職氏名は次のとおりである。

総務課長補佐 原 田 勝

7 議事日程（第1号）

第1 仮議席の指定について

第2 選挙第1号 議長の選挙について

（第1号の1）

第3	議席の指定について	
第4	会議録署名議員の指名について	
第5	会期について	
第6	選挙第2号	副議長の選挙について
第7	発議第1号	徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
	発議第2号	徳島県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について
第8	同意第1号	徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
第9	承認第1号	公平委員会の事務の委託に係る専決処分の承認について
	承認第2号	徳島県後期高齢者医療広域連合の休日を守る条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第3号	徳島県後期高齢者医療広域連合公告式条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第4号	徳島県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第5号	徳島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第6号	徳島県後期高齢者医療広域連合職員の分限及び懲戒に関する条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第7号	徳島県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第8号	徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第9号	徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第10号	徳島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第11号	徳島県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の制定に係る専決処分の承認について
	承認第12号	平成18年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に係る専決処分の承認について
第10	議案第1号	徳島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例の制定について
	議案第2号	徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例の制定について
	議案第3号	徳島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について
	議案第4号	徳島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について
	議案第5号	徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条

- 例の制定について
- 議案第 6 号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
- 議案第 8 号 徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
- 議案第 9 号 徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
- 議案第 10 号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 徳島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について
- 議案第 12 号 徳島県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例の制定について
- 議案第 13 号 平成 19 年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第 1 1 同意第 2 号 徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第 1 2 選挙第 3 号 徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 第 1 3 発議第 3 号 徳島県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について

8 会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1 号
- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期について
- 日程第 6 選挙第 2 号
- 日程第 7 発議第 1 号から発議第 2 号まで
- 日程第 8 同意第 1 号
- 日程第 9 承認第 1 号から承認第 12 号まで
- 日程第 10 議案第 1 号から議案第 13 号まで
- 日程第 11 同意第 2 号
- 日程第 12 選挙第 3 号
- 日程第 13 発議第 3 号

(午後1時35分開会)

○総務課長(山中俊和君)

事務局から申し上げます。本臨時会は、徳島県後期高齢者医療広域連合設立後の初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、小松島市の中山議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。中山議員、議長席へ御着席願います。

(中山功君議長席に着席)

○臨時議長(中山功君)

ただいま御紹介をいただきました小松島市の中山でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長(中山功君)

ただいまから、平成19年3月徳島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

広域連合長から招集のごあいさつがあります。

○広域連合長(原秀樹君)

平成19年3月徳島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席をいただき、誠にありがとうございます。

会議に当たり、これからの本県広域連合の運営に取り組む私の所信を申し上げますとともに、平成19年度予算案をはじめとする提出議案を御説明申し上げますので、議員各位をはじめ、県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、御案内のとおり、超高齢社会を迎える中、将来にわたり国民皆保険を堅持し、医療制度を持続可能なものとしていくために、平成15年3月に閣議決定されました医療保険制度等に関する基本方針に基づき医療制度改革が行われ、昨年6月には関連法案が成立、公布されたところでございます。

この医療制度改革の大きな柱として、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系を実現するため、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されることとなっております。この制度を運営するため、本県では、徳島県後期高齢者医療広域連合が去る2月1日に設立され、現在、事務局の総力を結集し、制度実施に向けた諸準備に鋭意取り組んでいるところでございます。

しかしながら、平成20年4月の制度施行まで残された準備期間が1年となった中、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、給付などまだまだ検討すべき課題が残されておりますが、私は、本県の後期高齢者の方が安心して医療サービスの提供が受けられ健やかな生活を送ることができるよう、広域連合長としての責務を果たしてまいりたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様への御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

上げたいと思います。

さて、本日提案いたしております議案は、専決処分の報告12件、議会の定例会の回数を定める条例などの条例議案12件、平成19年度一般会計予算1件、副広域連合長の選任など、人事議案2件の計27件でございます。後ほど、総務課長のほうから議案ごとに御説明をいたさせますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。以上申し上げます。招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（中山功君）

これより本日の会議を開きます。

それでは、日程第1仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（中山功君）

次に、日程2議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（中山功君）

御異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（中山功君）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することと決定いたしました。それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に広瀬和範君を指名いたします。

お諮りします。ただいま臨時議長が指名いたしました広瀬和範君を徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（中山功君）

御異議なしと認めます。よって、広瀬和範君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。広瀬和範君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

議長に当選されました広瀬和範君からごあいさつがあります。

○議員（広瀬和範君）

ただいま、皆さん方から議長にという推薦をいただきました徳島市議会議員の広瀬でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

まず、議長就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。本広域連合議会議長として当選の栄誉を賜りましたことは誠に身の余る光栄であり、またその職責の重大さを考えてみますと、身の引き締まる思いでございます。ここに改めて厚く御礼を申し上げます。御承知のように、本県におきましては超高齢化社会を迎え、課題が山積をいたしております。微力ではございますけれども、誠心誠意議会の円滑な運営と広域連合発展のために渾身の努力をいたす覚悟でございます。どうか、議員各位におかれましては、何とぞ格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。非常に簡単ではありますが、議長就任のごあいさつといたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○臨時議長（中山功君）

議長が選挙されましたので、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

（臨時議長中山功君退席・議長広瀬和範君議長席に着席）

○議長（広瀬和範君）

この際、日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本広域連合議会への那賀町選出議員につきましては、諸般の事由により本日まで選出できない旨の連絡がありましたので、御報告をいたします。

なお、本日の会議に欠席の届出がありました方は、3番亀井俊明君、19番池添英明君、以上であります。

○議長（広瀬和範君）

次に、議事日程第1号の1、日程第3議席の指定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議席は、議長において指定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。各議員の議席は、お手元に配付いたしてあります議席表のとおり指定いたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第4会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認め、ただいまから指名をいたします。会議録署名議員に、2番美馬秀夫君及び10番中田丑五郎君を指名いたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第5会期についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、会期は本日1日間と決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第6副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決定をいたしました。

それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に日下哲寛君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名いたしました日下哲寛君を徳島県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、日下哲寛君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に決定をいたしました。日下哲寛君が議場におられますので、当選を告知いたします。副議長に当選されました日下哲寛君からごあいさつがあります。

○議員（日下哲寛君）

ただいまは議員の皆様方の御支援をいただき、副議長に選出していただきました。身に余る光栄でございます。今後、議長を補佐し、円滑な議会運営を心がける決意でございます。

議員各位の皆様、理事者の皆様の御指導、御鞭撻を仰ぎながら、簡単ではございますがごあいさつといたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第7発議第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について及び発議第2号、徳島県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定についてを一括議題といたします。

お諮りをいたします。本案については成規の手続きを省略し、直ちに採決することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、発議第1号及び発議第2号は成規の手続きを省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。発議第1号及び発議第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、発議第1号及び発議第2号は原案どおり可決されました。

次に、日程第8同意第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

ただいま御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づき、徳島県町村会会長坂東忠之氏、徳島県市長会副会長川真田哲哉氏の両名を副広域連合長への選任について御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬和範君）

お諮りをいたします。本案については、成規の手続きを省略し、直ちに採決することについてお諮りいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、本案については成規の手続きを省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

それでは、採決いたします。お手元に配付いたしてありますとおり、坂東忠之君、川真田哲哉君に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。同意第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、副広域連合長の出席を求めることにいたします。

（副広域連合長坂東忠之君、川真田哲哉君入場）

○議長（広瀬和範君）

副広域連合長からごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

坂東忠之副広域連合長

○副広域連合長（坂東忠之君）

ただいまは副広域連合長に御同意をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

もとより私、浅学非才、また微力ではございますけれども、原広域連合長のもとで本会発展のために努力をしてみたいと考えております。

さらに、職務に関しましては誠心誠意一生懸命に尽くしてみたいと決意をいたして

おります。どうか、今後におきましても皆様方の御指導や御支援，御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げまして，ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（広瀬和範君）

川真田哲哉副広域連合長

○副広域連合長（川真田哲哉君）

ただいま副広域連合長を拝命いたしました川真田でございます。坂東副会長ともども，原会長を支えながら一生懸命頑張っておりますので，何とぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（広瀬和範君）

次に，日程第9承認第1号から承認第12号までを一括議題といたします。
提案理由については，事務局の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

課長

○総務課長（山中俊和君）

承認第1号から承認第12号までの専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。本案は，本年2月に広域連合が設立されたことに伴いまして，広域連合を運営していくために，地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行いました規約1件，条例10件，平成18年度一般会計予算でございます。それでは，資料②の議案書によりまして，議案の要点を御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

承認第1号，公平委員会の事務の委託に関する専決処分につきましては，公平委員会の事務について効率的な運用を図るため，徳島県人事委員会に事務を委託するものでございます。

次に，3ページをお願いいたします。承認第2号，徳島県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例は，広域連合の休日を日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日，12月29日から1月3日までの日とするものでございます。

次に，6ページをお願いいたします。承認第3号，徳島県後期高齢者医療広域連合公告式条例は，広域連合の条例等の公布に関し必要な事項を定めたものでございまして，公布は，広域連合の事務所前の掲示場に掲示して行うものでございます。

次に，9ページをお願いいたします。承認第4号，徳島県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例は，広域連合長の権限に属する事務を処理するために事務局を設置するもので

ございます。

次に、11ページをお願いいたします。承認第5号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例は、事務局の職員の定数を32人とするものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。承認第6号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の分限及び懲戒に関する条例は、職員の休職の事由、職員の意に反する降任等に関し必要な事項を定めたものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。承認第7号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例は、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めたものでございまして、研修を受ける場合及び厚生に関する計画等について職務専念義務を免除するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。承認第8号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めたものでございまして、勤務時間は週40時間、1日の勤務時間を8時間としております。また、休暇の種類には年次有給休暇、病気休暇、その他の休暇を定めたものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。承認第9号、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例は、議会の議員、その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償に関し必要な事項を定めたものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。承認第10号、徳島県後期高齢者医療広域連合特別職の報酬等に関する条例は、特別職の職員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。承認第11号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例は、公務のために旅行する職員等に対し、旅費の支給や旅費の種類等必要な事項を定めたものでございます。

次に、78ページをお願いいたします。承認第12号、平成18年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。予算につきましては、78ページから88ページまでとなっておりますが、80ページをお願いいたします。この予算は、広域連合発足に伴う2月及び3月分の広域連合の運営に係る予算でございまして、歳入、歳出それぞれ1,376万6,000円とするものでございます。内容につきましては、84ページから申し上げます。

歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1市町村負担金の1,376万4,000円は、県内24市町村からの負担金でございます。具体的な負担金につきましては、後ほど88ページで説明をさせていただきます。款2諸収入、項1預金利子、目1預金利子に1,000円、また、項2雑入、目1雑入に1,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。85ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の1,276万6,000円でございますが、広域連合の運営に要する2か月分の事務費のほか、年度終了後に派遣元に返還する事務局職員12名の人件費相当額を交付金として計上いたしております。

86ページをお願いいたします。款2予備費、項1予備費、目1予備費につきまして100万円を計上いたしております。なお、今議会に要する経費につきましては、この予備

費を充用したいと考えております。

８８ページをお願いいたします。歳入で御説明申し上げました市町村負担金につきましては、この表にお示ししたとおりでございます。

以上、広域連合における条例予算等について御説明申し上げましたが、いずれも広域連合発足に伴いまして連合を運営していくために急施を要しましたことから、平成１９年２月１日付けで専決処分したものでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬和範君）

以上で、提案説明は終わりました。

お諮りをいたします。本案について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これにより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、各承認議案ごとに順次採決を行います。承認第１号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第１号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第２号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第２号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第３号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第3号は承認することに決定をいたしました。
次に、承認第4号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第4号は承認することに決定をいたしました。
次に、承認第5号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第5号は承認することに決定をいたしました。
次に、承認第6号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第6号は承認することに決定をいたしました。
次に、承認第7号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第7号は承認することに決定をいたしました。
次に、承認第8号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第8号は承認することに決定をいたしました。
次に、承認第9号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第9号は承認することに決定いたしました。
次に、承認第10号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第10号は承認することに決定をいたしました。
次に、承認第11号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第11号は承認することに決定をいたしました。
次に、承認第12号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、承認第12号は承認することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第10議案第1号から議案第13号までの13議案を一括議題といたします。
提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

総務課長

○総務課長（山中俊和君）

議案第1号から議案第13号につきまして、議案の要点を御説明申し上げます。資料②の議案書89ページをお願いいたします。議案第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会を定める条例は、定例会の回数を年2回と定めるものでございます。

次に、90ページをお願いいたします。議案第2号、徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例は、監査委員に関し必要な事項を定めたものでございまして、一般監査、請求に基づく監査、請願に対する措置等を定めるものでございます。

次に、92ページをお願いいたします。議案第3号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の定年に関する条例は、職員の定年を60歳といたしまして、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職すること等を定めるものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。議案第4号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例は、新たに広域連合の委員または職員となった者に対しサービスの宣誓を定めたものでございます。

次に、97ページをお願いいたします。議案第5号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例は、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めたものでございまして、その主な内容といたしましては、育児休業をすることができない職員、また、再度の育児休業をすることができる特別の事情等を規定しております。

次に、102ページをお願いいたします。議案第6号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例は、職員の給料及び手当に関し必要な事項を定めておきまして、原則として給与は、派遣元の給与条例の規定により支給することを基本としております。

次に、126ページをお願いいたします。議案第7号、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例は、住民が広域連合に対して公文書の開示を請求する権利を定めたものでございまして、広域連合の保有する情報の一層の公開を図り、住民に対する説明責任を果たそうとするものでございます。

次に、140ページをお願いいたします。議案第8号、徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例は、広域連合が保有する個人情報の取り扱いに関し基本的な事項を定めたものでございまして、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護しようとするものでございます。

次に、165ページをお願いいたします。議案第9号、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例は、情報公開及び個人情報の適正な運用を図るため、審査会を置くことについて必要な事項を定めたものでございます。

次に、168ページをお願いいたします。議案第10号、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例は、一定額以上の工事または製造の請負、財産の取得または処分について議会の議決を要する旨を定めたものでございます。

次に、170ページをお願いいたします。議案第11号、徳島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例は、広域連合の長期にわたる財政の健全な運営に資するため、財政調整基金を設置する旨を定めたものでございます。

次に、172ページをお願いいたします。議案第12号、徳島県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例は、機器の借り入れや保守、管理等のように一定期間にわたり契約を締結しなければ事務に支障ができるものについて長期継続契約ができる旨を定めたものでございます。

続きまして、議案第13号、平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、別の資料になりますけれども、資料④の平成19年度予算議案の1ページをお願いいたします。議案第13号、平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、これにつきましては、次に定めるところによるものといたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億466万9,000円と定めるものでございます。第2項、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものといたします。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものといたします。

4ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、広域連合電算処理システム整備事業に係る平成20年度から平成24年度までの5年間のサーバー等のリース代でございまして、5年間の債務負担行為限度額を2億8,315万円としております。

次に、平成19年度一般会計予算の内容につきましては、この議案書の5ページ以降の予算説明書のほうで説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、6ページの歳入歳

出予算事項別明細書をお願いいたします。

6 ページは、歳入歳出の総括表となっておりますので、次の7 ページから御説明申し上げます。(2) の歳入でございますが、まず、款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 市町村負担金、本年度予算額3 億9,466 万7,000 円でございますが、これは広域連合の共通経費等に係る市町村の負担金でございます。各市町村ごとの負担金につきましては、後ほど、この資料の16 ページにより御説明させていただきます。

次に、款2 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 民生費補助金、民生費国庫補助金、本年度予算額1,000 万円でございますが、これは広域連合電算処理システムの導入に伴うサーバールームの整備や、ネットワークの構築に要する経費、これに対する補助金でございます。

次に、款3 諸収入、項1 預金利子、目1 預金利子、本年度予算額1,000 円、同じく項2 雑入、目1 雑入、本年度予算額1,000 円でございますが、歳入合計4 億466 万9,000 円を計上いたしております。

次の8 ページをお願いいたします。(3) の歳出でございます。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、本年度予算額3 億12 万2,000 円で、これは広域連合議員25 人の報酬のほか、議会に要する事務費を計上したものでございます。

次の9 ページをお願いいたします。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、本年度予算額2 億2,274 万1,000 円、これは前年度と比較して2 億997 万5,000 円の増でございます。

次の10 ページまでが総務管理費の内容でございますが、まず、6 月に入居を予定しております事務所の管理経費や庁用備品の調達費、また24 人の職員に係る事務費のほか、年度終了後に派遣元に返還する事務局職員の人件費相当額を交付金として計上いたしております。以上が、項1 の総務管理費の内容でございます。

次に、項2 選挙費、目1 選挙管理委員会費、本年度予算額13 万円でございますが、選挙管理委員の報酬及び所要の事務費を計上したものでございます。11 ページをお願いいたします。項3 監査委員費、目1 監査委員費、本年度予算額7 万5,000 円でございますが、これは監査委員の報酬及び所要の事務費を計上したものでございます。

次の12 ページをお願いいたします。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 高齢者医療準備費、本年度予算額1 億7,360 万1,000 円でございます。これは、後期高齢者医療に係る業務を円滑に行うために要する経費でございますが、主な内容といたしましては、後期高齢者医療の業務は電算システムを活用して行うことから、広域連合及び市町村に配置する電子機器のリース代、また、これらの機械類が稼働するためのシステムの構築費、そのほか約12 万人の被保険者のレセプトの保管に関する経費等を計上したものでございます。

13 ページをお願いいたします。款4 予備費、項1 予備費、目1 予備費、本年度予算額500 万円を計上いたしておりますが、前年度と比較して400 万円の増となっております。

最後に、16 ページをお願いいたします。これは、平成19 年度歳入予算に係る各市町村の負担額でございます。左側が広域連合の共通経費に係る市町村ごとの負担額、中央の列が市町村の窓口に置くパソコン等の電子機器類の年間リース代でございますが、市町村

に配置した台数分の費用をそれぞれ負担していただくこととしております。右側の数字はその合計額でございます。各市町村の負担額となるものでございます。

以上、議案第1号から議案第13号まで、条例と平成19年度一般会計予算について御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬和範君）

以上で、提案説明は終わりました。

お諮りをいたします。本案について質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、各議案ごとに順次採決を行います。議案第1号は、これを原案どおり可決することに御異議ありますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号は、これを原案どおり可決することに御異議ありますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号は、これを原案どおり可決することに御異議ありますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号は、これを原案どおり可決することに御異議ありますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第4号は原案どおり可決されました。
次に、議案第5号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第5号は原案どおり可決されました。
次に、議案第6号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第6号は原案どおり可決されました。
次に、議案第7号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第7号は原案どおり可決されました。
次に、議案第8号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第8号は原案どおり可決されました。
次に、議案第9号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第9号は原案どおり可決されました。
次に、議案第10号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(広瀬和範君)

御異議ありませんので、議案第11号は原案どおり可決されました。

次に、議案第12号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(広瀬和範君)

御異議ありませんので、議案第12号は原案どおり可決されました。

次に、議案第13号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(広瀬和範君)

御異議ありませんので、議案第13号は原案どおり可決されました。

○議長(広瀬和範君)

次に、日程第11同意第2号、徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

(藤井格君退場)

○広域連合長(原秀樹君)

ただいま御提案いたしました、徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について御説明申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第17条第1項及び同条第2項の規定に基づき、藤原孝信氏、藤井格氏の選任について御同意をお願いするものでございます。

まず、藤原孝信氏は税理士として御活躍されており、その豊富な知識と高い識見を本広域連合の監査業務の執行に生かしていただくよう選任しようとするものでございます。

また、議員のうちから選任する監査委員として、藤井格議員を選任しようとするものでございます。どうぞよろしく御願申し上げます。

○議長(広瀬和範君)

以上で、提案者の説明は終わりました。

お諮りをいたします。本案については、成規の手続きを省略し、直ちに採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、本案については成規の手続きを省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。同意第2号、徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、お手元に配付いたしてありますとおり、藤原孝信君、藤井格君に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。同意議案第2号、徳島県後期高齢者広域連合監査委員の選任については原案どおり同意することに決定をいたしました。

（藤井格君入場）

○議長（広瀬和範君）

ただいま選任同意されました藤井格君が議場においでになります。ごあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○議長（広瀬和範君）

藤井格君

○議員（藤井格君）

ただいまは、監査委員選任の御同意を賜りまして、大変ありがとうございました。

私どもの広域連合の担う後期高齢者の医療に対するこの県民の関心は日増しに高まっておるものと考えられます。こうした折に監査をするという監査委員の立場につかさせていただきますことを、大変重任、重責であると痛感をしておるところでございます。もとより微力ではございますが、一生懸命努めてまいりたいと考えておりますので、皆さん方の御指導、御鞭撻、あるいは御協力をお願い申し上げまして、簡単ですがごあいさつとさせていただきます。

（拍手）

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第12、徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法は、地方自治法第118号第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員会委員及び同補充員については、お手元に配付いたしてあります名簿表のとおり、議長において選挙管理委員会委員に寺澤三次君、阿部健二君、西岡天良君、竹岡幸男君、同補充員には中西一二三君、田中廣君、片山興自君、伊藤正春君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員及び同補充員の当選人と定め、補充員の順序は議長による指名の順序のとおり定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第13発議第3号、徳島県後期高齢者医療広域連合長の専決処分の事項の指定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案については、成規の手続きを省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、本案については成規の手続きを省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

それでは、採決いたします。発議第3号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という者あり〕

○議長（広瀬和範君）

御異議ありませんので、発議第3号は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という者あり〕

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました議案について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

以上をもって、今期臨時会の会議に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これにて平成19年3月徳島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会をいたしたいと思いますが、広域連合長からごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今臨時会には、一般会計予算議案など27件の議案を御提案申し上げ、議員各位の熱心な御審議を賜った次第でございますが、ただいまは、全議案につきまして御可決、御同意をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今後、私どもには来年4月の後期高齢者医療の本格的な施行に向けまして取り組まなければならない課題がたくさんございますが、これまで以上に議会との連携を密にしながら広域連合の運営に努めてまいり所存でございますので、引き続き議員各位の御協力をお願い申し上げます。

また、今議会におきまして就任されました広瀬和範議長、日下哲寛副議長をはじめ、監査委員、選挙管理委員会の委員及び補充員の皆様に対し心からお喜びを申し上げますとともに、今後とも格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、中山功議員には、会議の冒頭、仮議長の労をおとりいただきまして、会議の円滑な運営に御尽力を賜りました。ここに深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（広瀬和範君）

これをもって、平成19年3月徳島県後期高齢者医療広域連合議会を閉会いたします。
(午後2時32分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月29日

臨時議長	中山 功
議長	広瀬 和 範
会議録署名議員	美 馬 秀 夫
会議録署名議員	中 田 丑五郎